益子町の給与・定員管理等について

1　総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区　分	住民基本台帳人口（令和6年1月1日）	歳　出　額 A	実質収支	人　件　費 B	人件費率 B／A	(参考)令和４年度の人件費率
令和５年度	人 21,616	千円 8,639,318	千円 227,302	千円 1,496,187	% 17.3	% 16.6

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区　分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり給与費 B／A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
		給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和５年度	人 140	千円 518,234	千円 97,106	千円 200,819	千円 816,159	千円 5,830	千円 5,567

（注）１　職員手当には退職手当を含まない。
２　職員数は、令和５年４月１日現在の人数である。
３　給与費については、会計年度任用職員の給与費等は含まれないが、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況

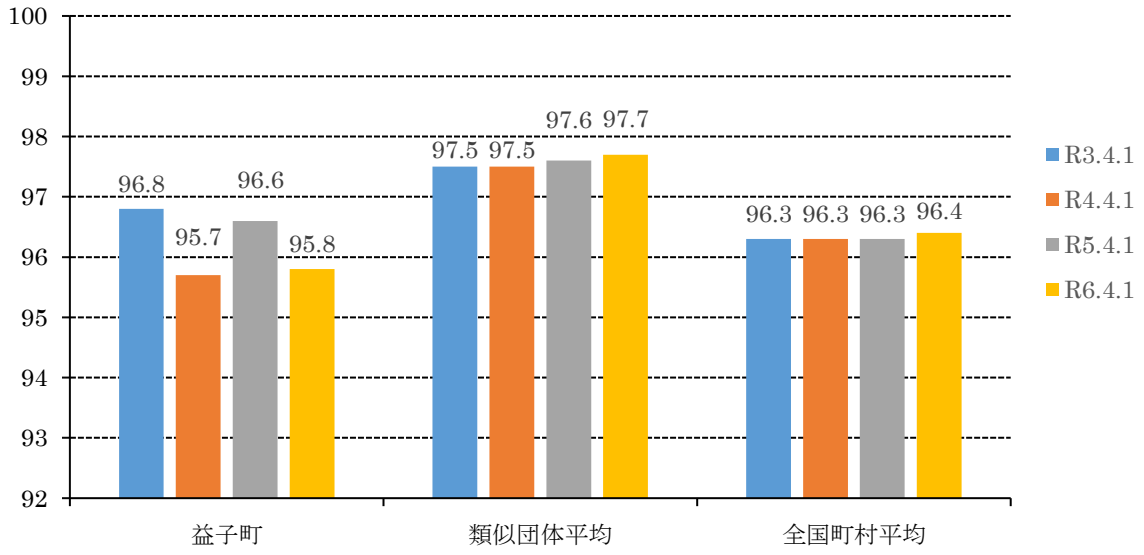

（注）１　ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
２　類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4)　給与改定の状況

益子町では人事委員会を設置していないため、人事院の勧告に準じた給与改定を行っている。

①　月例給　２．７６％（国と同様）

②　特別給（期末・勤勉手当）　４．６月（国と同様）

(5)　給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均２％の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①　給料表の見直し

［　実施　］

（給料表の改定実施時期）平成２７年４月１日
（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均２％引下げ。高齢層については最大４％引下げ。激変緩和のため、３年間（平成３０年３月３１日まで）の経過措置（現給保障）を実施。
他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（平成２７年４月１日実施）

２　職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和６年４月１日現在）

①一般行政職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
益子町	40.6歳	309,000円	377,590円	327,293円
栃木県	42.4歳	321,023円	391,027円	351,292円
国	42.1歳	323,823円	―	405,378円
類似団体	40.8歳	307,711円	366,746円	336,067円

②技能労務職

区　分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
益子町	＊ 歳	＊ 人	＊ 円	＊ 円	＊ 円	—	— 歳	— 円	—
うち用務員	＊ 歳	＊ 人	＊ 円	＊ 円	＊ 円	用務員	49.1歳	244,800円	—
うち自動車運転手	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円	自家用乗用自動車運転者	61.8歳	212,400円	—
うちその他	＊ 歳	＊ 人	＊ 円	＊ 円	＊ 円	—	— 歳	— 円	—
栃木県	53.7歳	221人	291,458円	326,709円	308,326円	—	— 歳	— 円	—
国	51.2歳	1,829人	288,144円	— 円	330,553円	—	— 歳	— 円	—
類似団体	51.2歳	7人	267,319円	286,648円	276,387円	—	— 歳	— 円	—

区　分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C／D
益子町	＊ 円	—	—
うち用務員	＊ 円	3,297,300円	—
うちその他	＊ 円	— 円	—

（注）1　「平均給料月額」とは、令和６年４月１日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2　「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

3　技能労務職の表における注意点

①民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（令和３年度から令和５年度の３か年平均）。

②技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

③年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を１２倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

4　個人情報保護の観点から、対象となる職員が１～２人の場合はアスタリスク（＊）とし、３～４人の場合は「５人未満」として記載している（その他、数値の無い欄については、全てハイフン（－）としている）。

(2) 職員の初任給の状況（令和６年４月１日現在）

区　分		益子町	栃木県	国
一般行政職	大学卒	187,300円	202,400円	196,200円
	高校卒	166,600円	170,900円	166,600円
技能労務職	高校卒	164,000円	169,000円	－
	中学卒	155,300円	155,300円	－

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和６年４月１日現在）

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	261,444円	345,550円	378,425円	395,725円
	高校卒	＊　円	―　円	＊　円	＊　円
技能労務職	高校卒	―　円	―　円	―　円	―　円
	中学卒	―　円	―　円	―　円	―　円

（注）１　近似のデータが無い場合はハイフン（－）、該当者が１～２人となるデータについてはアスタリスク（＊）としている。
２　「経験年数１０年」の職員は経験年数　９年～１１年の平均値となっている。
３　「経験年数２０年」の職員は経験年数１９年～２１年の平均値となっている。
４　「経験年数２５年」の職員は経験年数２４年～２６年の平均値となっている。
５　「経験年数３０年」の職員は経験年数２９年～３１年の平均値となっている。

３　一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和６年４月１日現在）

区　分	標準的な職務内容	職員数	構成比	１号給の給料月額	最高号給の給料月額
		人	%	円	円
７級	部長	4	3.4	365,500	446,200
６級	課長・局長・主幹	10	8.4	323,100	411,300
５級	副主幹	10	8.4	295,400	394,000
４級	係長・主査	23	19.3	271,600	382,000
３級	主査・主任	28	23.5	240,900	351,000
２級	主任	24	20.2	208,000	305,200
１級	主事・技師・主事補・技師補	20	16.8	162,100	249,400

（注）１　益子町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
２　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

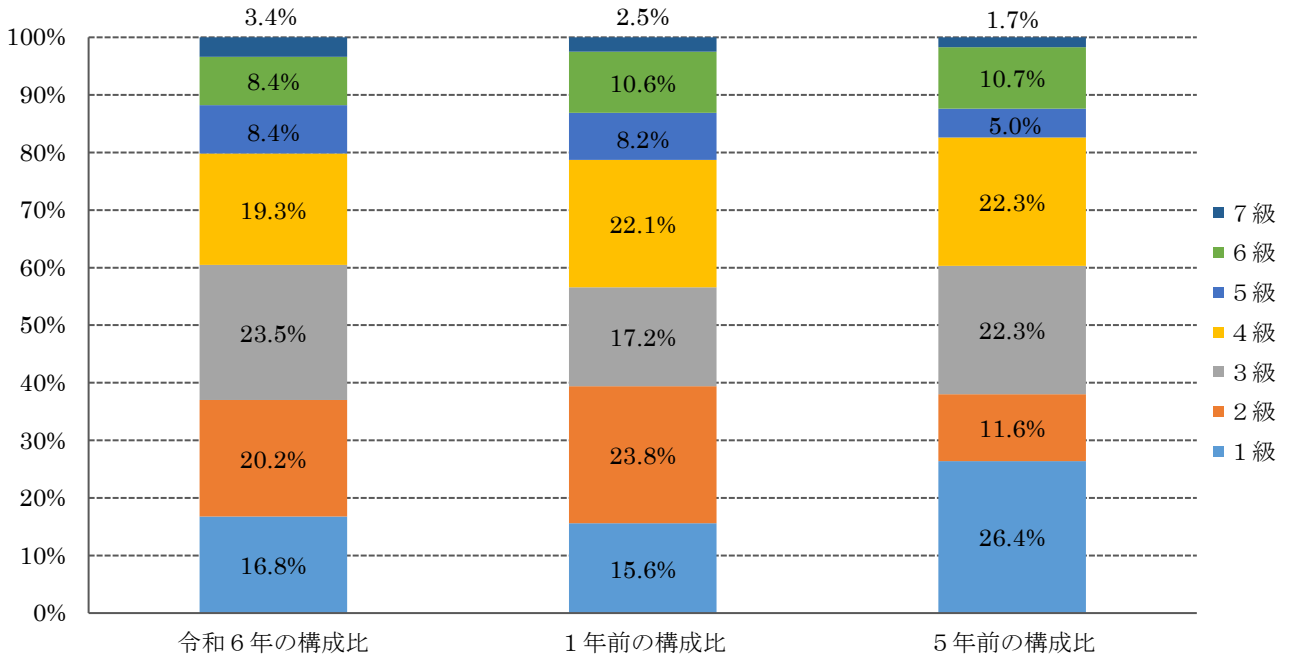

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和６年４月１日現在）

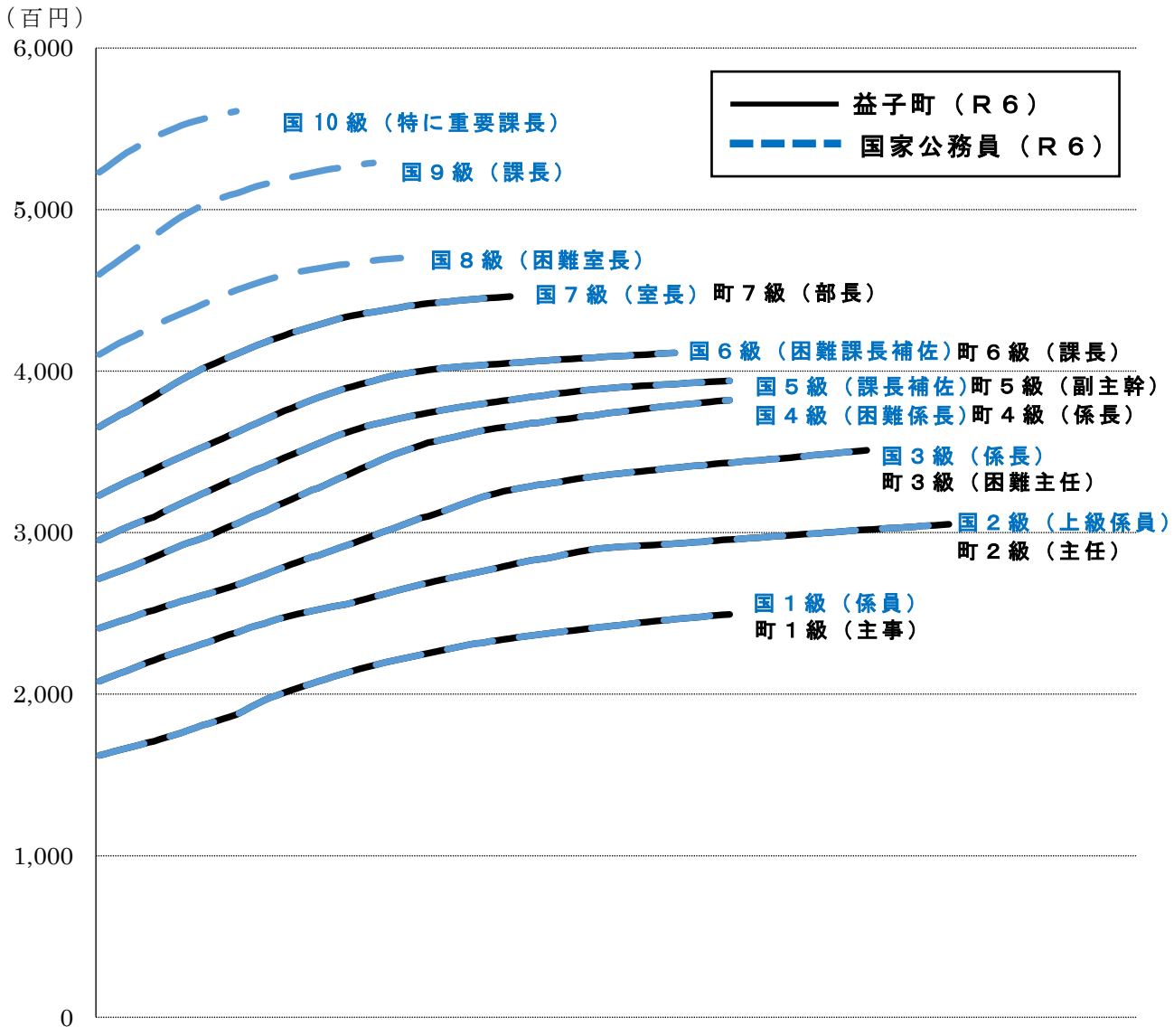

(3) 昇給への人事評価の活用状況（益子町）

令和６年４月２日から令和７年４月１日までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ．人事評価を活用している		○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）				
ロ．人事評価を活用していない					
	活用予定時期				

４　職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

益　子　町	栃　木　県	国
１人当たり平均支給額（令和5年度） 1,477千円	１人当たり平均支給額（令和5年度） 1,680千円	－
（令和５年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.45 月分　2.05 月分 (1.375)月分　(0.975) 月分	（令和５年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.45 月分　2.05 月分 (1.375)月分　(0.975) 月分	（令和５年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.45 月分　2.05 月分 (1.375)月分　(0.975) 月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～15％	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～20％ ・管理職加算　15～22％	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～20％ ・管理職加算　10～25％

（注）　(　)内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（益子町）

令和６年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ．人事評価を活用している		○		○	
	活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	上位、標準、下位の成績率	○		○	
	上位、標準の成績率				
	標準、下位の成績率				
	標準の成績率のみ（一律）		○		○
ロ．人事評価を活用していない					
	活用予定時期				

(2) 退職手当（令和６年４月１日現在）

益子町			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続２０年	19.6695月分	24.586875月分	勤続２０年	19.6695月分	24.586875月分
勤続２５年	28.0395月分	33.27075月分	勤続２５年	28.0395月分	33.27075月分
勤続３５年	39.7575月分	47.709月分	勤続３５年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
・定年前早期退職特例措置			・定年前早期退職特例措置		
（割増率2～45%）			（割増率2～45%）		
（退職時特別昇給 なし）					
1人当たり平均支給額	741千円	20,466千円			

（注）退職手当の１人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和６年４月１日現在）

支給実績（令和５年度決算）			768 千円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和５年度決算）			768 千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都特別区	20%	１人	20%

(4) 特殊勤務手当（令和６年４月１日現在）

支給実績（令和５年度決算）	0　千円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和５年度決算）	0　円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和５年度）	0　%
手当の種類（手当数）	3

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（令和５年度決算）	左記職員に対する支給単価
	感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する作業に従事した職員	感染症の予防業務	千円 0	日額　1,000円
	行旅病等死体収容に従事した職員	死体収容業務	千円 0	1体　3,000円
	町税の賦課および徴収に関する事務に従事した職員（現在は支給を凍結中）	税務事務	千円 0	1月　1,500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和５年度決算）	45,594　千円
職員1人当たり平均支給実績（令和５年度決算）	306　千円
支給実績（令和４年度決算）	38,901　千円
職員1人当たり平均支給実績（令和４年度決算）	256　千円

（注）　職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和５年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和６年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和５年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）
扶養手当	○扶養親族のある職員に対して支給 ・扶養親族である配偶者　6,500円 ・子ども1人につき　10,000円 ・親など1人につき　6,500円 ○加算措置 ・満16歳到達年度の4月から満22歳到達後の3月までの子1人につき、5,000円を加算	同じ	—	千円 11,806	円 231,485
住居手当	○借家の場合 ・家賃27,000円以下 家賃額－16,000円 ・家賃27,000円超～61,000円以下 （家賃額－27,000円）×1/2 ＋11,000円 ・家賃61,000円超 28,000円	同じ	—	千円 7,918	円 255,426

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和5年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）
通勤手当	通勤距離（片道2㎞以上）区分に応じ支給 3,000～21,000円　など	異なる	距離区分	千円 11,146	円 79,613
管理職手当	管理職員（部長・課長級）に対し支給 ・部長：72,700円 ・課長：49,900円 ・主幹：45,700円	異なる	職の区分及び支給率	千円 11,958	円 629,394
管理職員特別勤務手当	週休日等の緊急必要時等における勤務に対し支給　6,000～7,000円	同じ	—	千円 25	円 6,250
日直手当	週休日等における日直勤務に対し支給　4,400円（年末年始　8,400円）	同じ	—	千円 1,113	円 13,910

５　特別職の報酬等の状況（令和６年４月１日現在）

区分		給料月額等		
給料			（参考）類似団体における最高／最低額	
	町長	750,000　円	939,000　円 ／	430,000　円
	副町長	610,000　円	738,000　円 ／	570,900　円
報酬	議長	350,000　円	445,000　円 ／	271,000　円
	副議長	290,000　円	375,000　円 ／	217,000　円
	議員	255,000　円	344,000　円 ／	202,000　円
期末手当	町長 副町長	（令和５年度支給割合） ３．４０月分		
	議長 副議長 議員	（令和５年度支給割合） ３．４０月分		
退職手当		（算定方式）	（１期の手当額）	（支給時期）
	市区町村長	給料月額×在職月数×42／100	15,120,000　円	任期毎
	副市町村長	給料月額×在職月数×25／100	7,320,000　円	任期毎
	備考			

（注）　退職手当の「１期の手当額」は、４月１日現在の給料月額及び支給率に基づき、１期（４年＝４８月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

６　職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年４月１日現在）

部門	区分		職員数 令和6年	職員数 令和5年	対前年増減数	主な増減理由
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0	
		総務・企画	34	39	▲ 5	財政・管財部門の事務分掌の見直し等
		税務	11	13	▲ 2	課税・納税に係る事務分掌の見直し
		農林水産	12	12	0	
		商工	9	12	▲ 3	陶芸美術館関係の事務分掌の見直し
		土木	10	10	0	
		民生	14	15	▲ 1	役職兼務
		衛生	13	14	▲ 1	環境保全業務の事務分掌の見直し
		計	105	117	▲ 12	＜参考＞ 人口１万人当たり職員数　48.58人 （類似団体の人口１万人当たりの職員数　62.03人）
	教育部門		27	23	4	陶芸美術館関係の事務分掌の見直し 社会教育関係の事務分掌の見直し
	小計		132	140	▲ 8	＜参考＞ 人口１万人当たり職員数　61.07人 （類似団体の人口１万人当たりの職員数　77.42人）
公営企業等会計部門	下水道		3	3	0	
	その他		11	12	▲ 1	介護保険業務における休職者
	小計		14	15	▲ 1	
合計			146 [205]	155 [205]	▲ 9 [0]	＜参考＞ 人口１万人当たり職員数　67.54人

（注）１　職員数は一般職に属する職員数である。
　　２　[　　]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和６年４月１日現在）

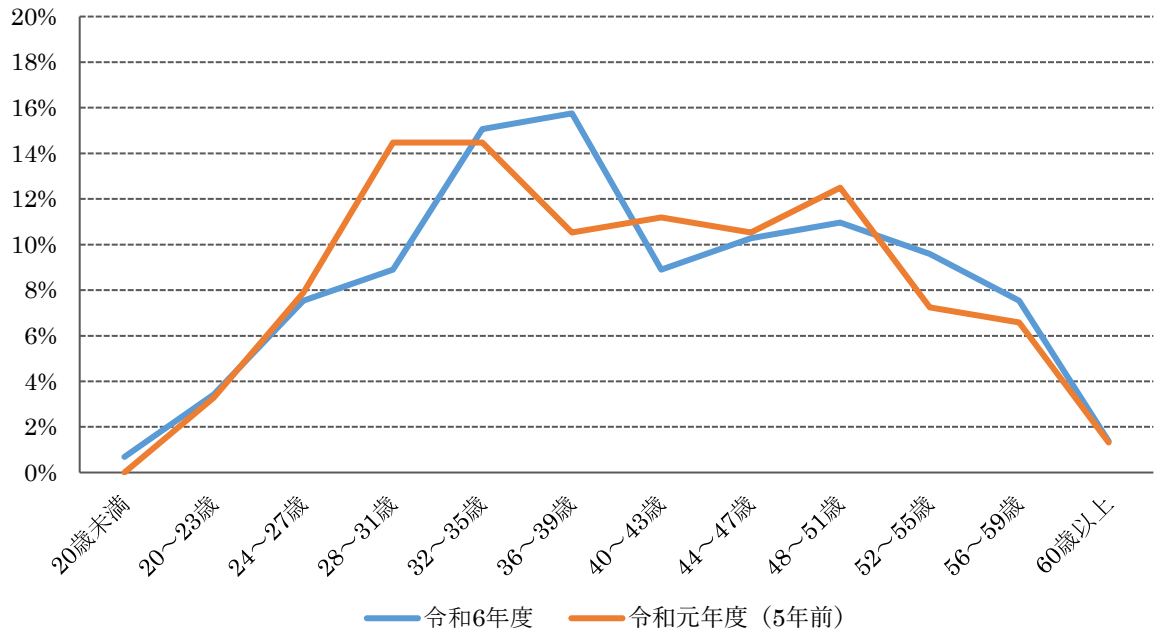

区　分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 1	人 5	人 11	人 13	人 22	人 23	人 13	人 15	人 16	人 14	人 11	人 2	人 146

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部門別＼年度	令和元年	2年	3年	4年	5年	6年	過去5年間の増減数（率）
一般行政	109	107	107	112	117	105	▲4（▲3.7％）
普通会計計	136	136	135	140	140	132	▲4（▲2.9％）
公営企業等会計計	16	17	17	16	15	14	▲2（▲12.5％）
総合計	152	153	152	156	155	146	▲6（▲3.9％）

（注）　各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。